

令和 2 年度 商店街・商圈活性化事業補助金（商店街共同施設整備費補助金） 評価表 NO. 28

所管部課名	商工観光部 商工政策課		担当者	初田 惇也					
事務事業名	商店街・商圈対策事業								
根拠法令	薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱、商店街・商圈活性化事業補助金（商店街共同施設整備費補助金）交付要領								
補助経過年数	1 年以上 5 年以下								
令和 2 年度 予算額	0 千円	国県支出金 千円	一般財源 0 千円	その他 千円	その他の内容				
	指標名		目標値		目標年度				
成果指標①	本市の共同施設の施設数		7 件		令和 7 年度				
成果指標②									
補助対象者	中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合、商店街振興組合法に基づく商店街振興組合等								
補助対象経費	共同施設（商店街アーケード、商店街街路灯、商店街LED照明、商店街AED等）の整備に要する経費								
補助対象事業・活動の内容	補助対象事業者が行う共同施設整備に係る事業								
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他							
補助金額又は補助率	共同施設の種類等により補助率、上限額が異なる。 〔商店街・商圈活性化事業補助金（商店街共同施設整備費補助金）交付要領参照〕								
上記項目の積算方法	同上								
補助を受ける 過去3年の事業（団体）等の 決算状況	項目		平成29年度		平成30年度		令和元年度		
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	1, 409, 094	70. 0%	396, 760	30. 1%	0		
		会費収入		0. 0%		0. 0%			
		事業収入	1, 409, 094	70. 0%	396, 760	30. 1%	0		
		寄付金・その他助成		0. 0%		0. 0%			
		市補助金	603, 000	30. 0%	923, 000	69. 9%	0		
				0. 0%		0. 0%			
		（前年度繰越金）		0. 0%		0. 0%			
		計	2, 012, 094	100. 0%	1, 319, 760	100. 0%	0		
	支出	事業費	2, 012, 094	100. 0%	1, 319, 760	100. 0%	0		
		人件費		0. 0%		0. 0%			
		その他事務費		0. 0%		0. 0%			
				0. 0%		0. 0%			
				0. 0%		0. 0%			
				0. 0%		0. 0%			
				0. 0%		0. 0%			
		（翌年度繰越金）		0. 0%		0. 0%			
			計	2, 012, 094	100. 0%	1, 319, 760	100. 0%	0	
			支出計/前年度支出計			65. 6%		0. 0%	
	自己資金/前年度自己資金			28. 2%		0. 0%			
	翌年度繰越金/市補助金	0. 0%		0. 0%					
	交付件数	1 件		1 件		0 件			
	成果指標の推移①	7 件		7 件		7 件			
	成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】 特になし 【前回評価への回答】 特になし 【事業のPR方法】 法律に基づく商店街振興組合や地域の商店街通り会等に情報提供している。 【費用対効果】 アーケード施設内の共同施設を整備することにより、安全で安心な利用しやすい商店街となり、利便性向上につながっている。 【補助事業以外の事業】 特になし 【その他】 特になし								

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	共同施設を整備することにより、市民が安心安全のもと買い物しやすい等、利便性が図られている。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	市民の利便性及び商店街を安心して利用できるようにするために、共同施設を整備することは必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	整備された共同施設は、市民が買い物等で商店街を利用する際に利便性を高めており、有効な効果がある。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	地域の実情を詳細に把握している商店街振興組合等が行う方が適当である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	商店街を構成する団体による共同施設整備に係る補助であり、事業への補助を行うことは適当である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	妥当な水準である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	≪上記方向の理由≫ 今後も商店街における共同施設の整備について必要な支援を行い、商店街利用者の利便性を図りたい。		≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 今後も商店街における共同施設の整備について必要な支援を行い、商店街利用者の利便性を図りたい。		≪まとめ≫

商店街・商圈活性化事業補助金（商店街共同施設整備費補助金）交付要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成 16 年薩摩川内市規則第 67 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成 18 年薩摩川内市条例第 40 号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成 24 年薩摩川内市告示第 204 号）第 2 条の表に掲げる商店街・商圈活性化事業補助金のうち、商店街共同施設整備費補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 補助事業者等 補助金の交付対象となる者で、次に掲げるものをいう。

ア 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合

イ 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に基づく商店街振興組合

ウ その他市長が特に適当と認めた商業団体

(2) 共同施設 次に掲げるものをいう。

ア 商店街アーケード 商店街を連鎖するアーケードで、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 44 条第 1 項第 4 号に規定する許可の条件を満たしているもの

イ 商店街街路灯 商店街に設置する街路灯で、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）に定める技術基準その他関係法令に規定する基準に適合しているもの

ウ 商店街カラー舗装 商店街に存する道路をカラータイル等によりカラー舗装したもの

エ 商店街共同便所 専ら客に開放することを目的に、当該商店街に存する道路に面した場所に設置する共同便所

オ 商店街駐車場 専ら客に無料開放することを目的に設置する駐車場

カ 商店街休憩所 専ら客に無料開放することを目的に、商店街に存する道路に面した場所に設置する休憩所。ただし、建物に設置する休憩所については、1 階に設置したもの

キ 商店街 LED 照明 商店街アーケード内に設置する LED を活用した照明

ク 商店街 AED 商店街アーケード内に専ら客の救命処置を図ることを目的に設置する AED

ケ 商店街防犯カメラ 商店街アーケード内に犯罪等の発生を抑止することを目的に設置する録画機能があるカメラ

コ 商店街音響設備 商店街アーケード内に設置する放送設備等の音響設備をいう。

(補助金の額等)

第 3 条 補助金の額は、補助事業者等が共同施設を整備した場合において、当該施設の整備に要する経費が 1 0 0 万円以上で、かつ、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 商店街協同組合のうち前条第 1 項に規定する事業協同組合又は商店街振興組合（以下これらを「事業協同組合等」という。）が補助事業者等である場合（国県等の補助金等の交付を受けて共同施設（商店街防犯カメラを除く。）を整備するときに限る。）においては、当該共同施設の整備に要した工事費の額から当該補助金等の額を控除した額の 6 0 パーセントの範囲内において、市長が定めた額とする。
- (2) 事業協同組合等が補助事業者等である場合（前号に規定する場合を除く。）においては、当該共同施設（商店街防犯カメラを除く。）の整備に要した工事費の額の 3 0 パーセントの範囲内において、市長が定めた額とし、1, 0 0 0 万円を限度とする。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、事業協同組合等以外の商店街協同組合又は商業者が補助事業者等である場合においては、当該共同施設（商店街防犯カメラを除く。）の整備に要した工事費の額の 3 0 パーセントの範囲内において、市長が定めた額とし、1, 0 0 0 万円を限度とする。ただし、国県等の補助金等の交付を受けて、共同施設を整備するときは、当該共同施設の整備に要した工事費の額については、同額から当該補助等の額を控除した額をもってする。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、前条第 1 項イに規定する商店街振興組合法に基づく商店街振興組合が当該共同施設のうち、商店街音響設備を整備した場合においては、当該整備に要した工事費の額の 7 0 パーセントの範囲内において、市長が定めた額とし、5 0 0 万円を限度とする。ただし、国県等の補助金等の交付を受けて、共同施設を整備するときは、当該共同施設の整備に要した工事費の額については、同額から当該補助等の額を控除した額をもってする。
- (5) 商店街防犯カメラを設置する場合においては、当該防犯カメラの整備に要した工事費の額の 5 0 パーセントの範囲内において、市長が定めた額とする。

2 補助金の額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第 4 条 規則第 5 条の市長が別に指定する日は、事業実施 2 週間前までとする。

2 交付の申請において規則第 5 条第 3 号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 共同施設の設計図及び配置図
- (2) 工事請負契約書、見積書、領収書等の写し
- (3) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(補助金の交付決定)

第 5 条 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交

付をすることが適当であると認めたときは、速やかに当該補助金の交付を決定し、その旨を補助金交付決定通知書により、補助対象団体に通知するものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付について条件を付し、又は補助金を2年以上に分割して交付することができる。

(実績報告)

第6条 補助金等交付規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 工事の完了及び工事に要した経費を証する書類の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(補助金の返還等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、前条の規定による補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 共同施設の整備に係る工事の執行に不正の行為があったとき。
- (3) 前2号に掲げるほか補助金の交付の目的に違反する行為があったとき。

(立入検査等)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者等に対して報告を求め、又はその職員をして共同施設の整備状況を実地に調査し、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができるものとする。

(書類等の整備)

第9条 補助事業者等は、共同施設の整備に係る事業の収支、その他の事項を明らかにするために必要な帳簿及び書類を備え付け、補助金の交付を受けた共同施設の成果を高めるよう努めなければならない。

(効果の測定)

第10条 条例第4条第2項第1号に定める効果は、本市の共同施設の施設数によって測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第11条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、共同施設の整備を通じ、中心市街地の活性化を図るものとする。

(その他)

第12条 この告示の施行に関し必要な事項は、商工観光部長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。